

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 衝突（岸壁） |
| 発生日時 | 令和3年8月5日 08時17分ごろ |
| 発生場所 | 山口県宇部市所在の宇部港新町1号岸壁 宇部港西防波堤灯台から真方位037° 1,300m付近 (概位 北緯33° 56.8′ 東経131° 14.4′) |
| 事故の概要 | 貨物船GREEN FUTUREは、押船飛鳥を使用して着岸操船中、岸壁に衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年8月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 貨物船 GREEN FUTURE（マーシャル諸島共和国籍）、9,943トン 9889631（IMO番号）、株式会社共和通商 B 押船 飛鳥、196トン 131610、宇部ポートサービス株式会社 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A（フィリピン共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長 (マーシャル諸島共和国発給) B 船長B、三級（航海） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | A 右舷船尾部外板に凹損及び擦過傷 岸壁 コンクリート部破損 B なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | A船は、船長Aほか19人（全員フィリピン共和国籍）が乗り組み、宇部市所在の宇部港新町1号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に入船右舷着けする目的で、B船を左舷船尾側から、もう1隻の押船（以下「C船」という。）を左舷船首側から、それぞれタグラインをとり、両船と併走して宇部港内を北北東進した。 船長Aは、A船が本件岸壁に近付いた際に約1.4ノットの対地速度まで減速し、船首から本件岸壁の北西端まで約50mの距離になった時に主機を停止し、B船及びC船に対して本件岸壁に近づくまでゆっくり押すように指示した。 A船は、船長Aが、A船の右舷船尾側が右舷船首側より本件岸壁に近付き過ぎるのを認め、A船の船尾を押していたB船に対してタグラインを引くようにトランシーバで指示を出したものの、B船がタグラインを引かず、A船の右舷船尾部が本件岸壁に衝突した。 |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>B船の航海士は、トランシーバで聞いた船長Aからの「引け」という指示を誤って「押せ」と船長Bに伝えた。</p> <p>船長Bは、既に押しているのに押せという指示に違和感を覚え、B船の主機を中立運転としたのち、A船が着岸したのを確認し、宇部港内の定係地に帰航した。</p> <p>船長Bは、帰港後、船舶代理店からA船が本件岸壁と衝突したことを知らされた。</p> <p>船長Bは、B船の操舵室からはA船の外板しか見えず、A船の右舷から岸壁までの距離等、着岸時の詳細情報を共有すべきであったと本事故後に思った。</p> |
| <p>分析</p> | <p>A船は、B船及びC船を使用して本件岸壁に右舷着けで着岸操船中、船長Aが船尾を押していたB船に対してトランシーバで引けの指示を出したものの、船長Bに正しく伝わらなかったことから、また、船長BがA船の着岸状況を把握していなかったことから、B船がタグラインを引けず、A船の右舷船尾部が本件棧橋の北西端に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、B船の航海士が、トランシーバで聞いた船長Aからの「引け」という指示を誤って「押せ」と船長Bに伝えた事から船長Aの指示が船長Bに正しく伝わらなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、操舵室からはA船の外板しか見えず、A船の右舷から岸壁までの距離等、着岸時の詳細情報を共有できなかったことから、船長BがA船の着岸状況を把握していなかったものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、A船が、B船及びC船を使用して本件岸壁に右舷着けで着岸操船中、船長Aが船尾を押していたB船に対してトランシーバで引けの指示を出したものの、船長Bに正しく伝わらなかったため、また、船長BがA船の着岸状況を把握していなかったため、B船がタグラインを引けず、A船の右舷船尾部が本件棧橋の北西端に衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、着岸操船時において、タグボートを使用する際は、タグボートの船長とコミュニケーションを十分にとり、岸壁との距離を十分考慮して慎重に実施すること。 ・着岸する船の船長及びタグボートの船長は、着岸操船時、岸壁までの距離等詳細情報を共有することが望ましい。 |